

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年11月1日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	<a href="http://www.senryaku.metro.tokyo.jp/ict/number.html">http://www.senryaku.metro.tokyo.jp/ict/number.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東京都立高等学校等における学び直し支援金の支給に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年東京都条例第111号)別表第1の11の項 東京都立高等学校等における学び直し支援金の支給に関する事務であって東京都教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	東京都立高等学校等学び直し支援金の交付に関する要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この要綱は、都立高等学校、都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部(以下「都立学校」という。)に在学する生徒のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等を中途退学した後再び都立学校で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制及び通信制の課程は48月)の経過後も継続して支援するために、支給される東京都立高等学校等学び直し支援金の交付について必要な事項を定めるものとする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		東京都立高等学校等学び直し支援金の交付に関する要綱